

労働委員会の紛争解決制度について

長崎県労働委員会事務局

令和7年(2025)

7月16日(水)



1. 本県における医療・福祉事業の状況

- 県内における従業者数は11 万 1,684 人（全産業の21.2%）

（総務省・経済産業省「R3経済センサス-活動調査」本県分取りまとめに基づく [1689231503.pdf \(pref.nagasaki.jp\)](https://pref.nagasaki.jp/1689231503.pdf)）

- R6労働相談件数 162件/734件(県労働相談情報センター)

2. 労働委員会とは

- ・労働者と使用者間のトラブルの調整を行う都道府県の機関です。
- ・当事者間で解決が困難なトラブルを公平な第三者として、仲立ちをし、円満な解決を目指します。
- ・主に、後述する「あっせん制度」によって労使間のトラブルの調整を行います。

3. 労働委員会の組織

【労働委員会】

公益委員

労働者委員

使用者委員

【事務局】

事務局長

調整審査課

委員の構成

長崎県労働委員会は、
各5名ずつ、合計15名の委員で運営しています。



使用者委員

例) 使用者団体役員
会社経営者



公益委員

例) 弁護士
大学教授



労働者委員

例) 労働組合役員

5. 「あっせん」の対象

- ① **労働組合**と**使用者**との間で起きた労働関係の紛争で、当事者間で解決できないとき
- ② **労働者個人**と**使用者**との間で起きた労働問題のトラブル（解雇、ハラスメント、賃金未払いなど）で、話し合いがまとまらないとき

6. 「あっせん」の方法

公・労・使の三者からなる、あっせん員が間に入り、双方の主張を確かめ、歩み寄りを促して解決に導きます。



使用者委員

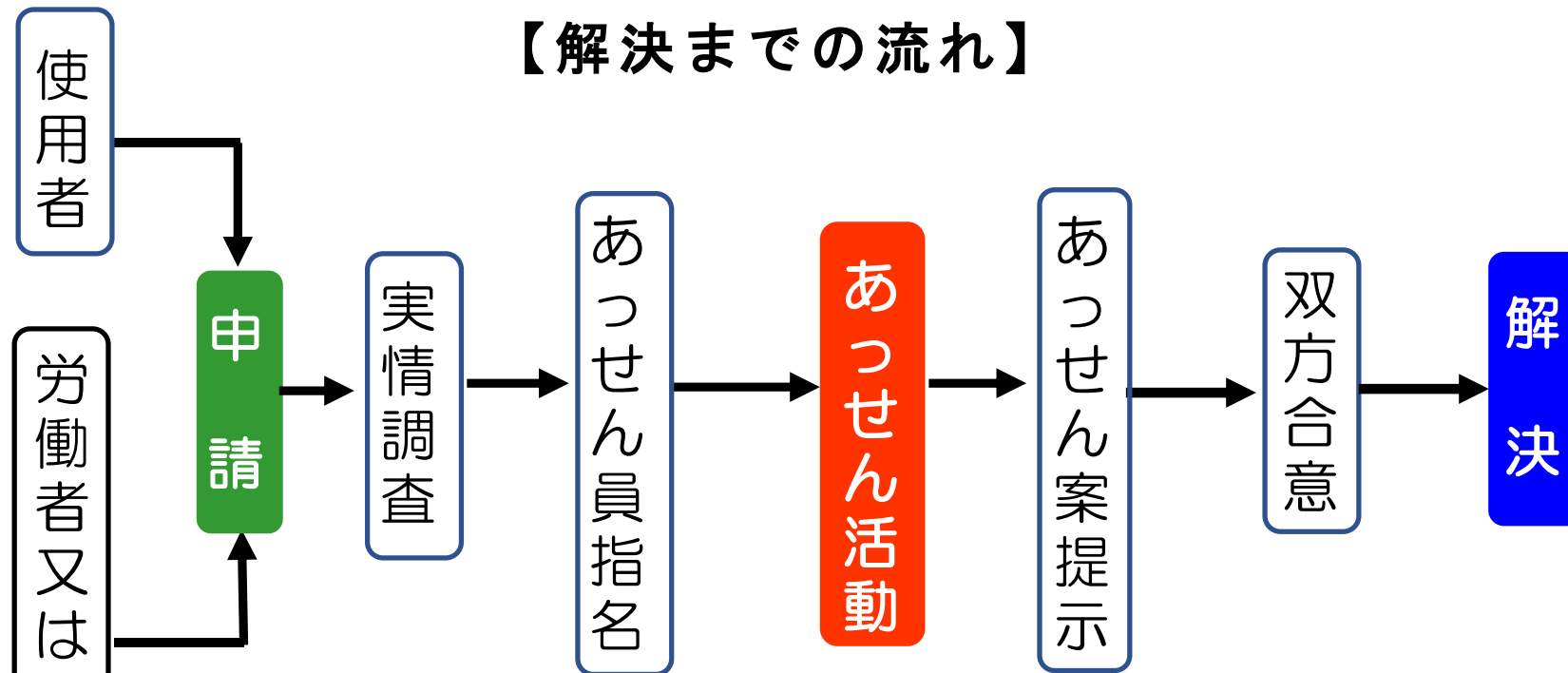


公益委員



労働者委員

7. 「あっせん」の流れ



※次のようなときは「あっせん」を打ち切る場合があります

- ・双方の主張の隔たりが大きく、解決の見込みが立たない場合
- ・あっせん案を提示した際に双方又は一方が拒否する場合

8. 「あっせん」のメリット

- ・ 三者構成による中立公正なサポート
- ・ 費用無料
- ・ 秘密厳守
- ・ 迅速な解決

9. 取り扱った事例

- ・ 解雇・人事
- ・ パワーハラスメント
- ・ 賃金未払い
- ・ 団体交渉が不調の場合の調整

10. さいごに

労働委員会による労働紛争の「あっせん」について、
さらにお知りになりたい方、職場での労働トラブルでお悩みの
方は、長崎県労働委員会事務局へお気軽にご相談ください。

〒850-8570 長崎市尾上町3－1 長崎県庁行政棟7階

TEL 095-894-3571

Mail s23000@pref.nagasaki.lg.jp

長崎の魅力に、
新たな変化を！

長崎の

拡大中！

ご清聴いただきまして
ありがとうございました
にゃー

